

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	管理計画の認定の取消し
概要	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下、「マンション管理適正化法」という。)は、マンションの資産価値を守り、快適な住環境を確保するため、マンションの管理計画の認定制度等、マンション管理の適正化を推進するための措置について規定したものです。 この法律に基づき、市長は、認定管理者等がマンション管理適正化法第5条の9の規定による命令に違反したとき、または認定管理者等が不正の手段により管理計画の認定・更新の認定を受けたときには、管理計画の認定を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項
処分基準	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 （管理計画の認定の取消し） 第五条の十 計画作成都道府県知事等は、次に掲げる場合には、第五条の四の認定（第五条の七第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を取り消すことができる。 一 認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。 二 認定管理者等から認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出があったとき。 三 認定管理者等が不正の手段により第五条の四の認定又は第五条の六第一項の認定の更新を受けたとき。 （第2項 省略）
ホームページ	
備考	